徳川實紀抄録

七上

特別
又5
2142
7

惇信院殿御實記卷末 附錄

門 特五
號 2142
卷 7本

惇信院殿御實記卷末

明治39年5月31日
林鶴之助氏寄贈

出氣しきおかるべきを
べしとて
藝之の器皿にうつし
らも亦ふるものをうつして
かしこのうつわにうつる
ことあるべきふさぶ
まりけるハ
出仁德れいうりゆるぶ

弊を除ぞのゆるんれ一切をまかりなるべきなり
四海つゝまれ出征弱ふりてせ拔ひしゝ万機の事
ゝ大臣ふ妻位せらるゝ四海波世十六年の春四海
浪ふつゝふ万民ふ苦の化ふ流しける　有德院殿
の御餘慶ふ入ともしるしあるべきよう習慣の業を
初のゆふるるのあるべし

惇信院殿御實紀附録

惇信院殿ハ　有德院殿の御子にて御中納言
儲君の位にそなはりたまひしに表立てなりつき
給ひ立ちなせのひ給ふ文字ハ室鳩巣直清を伴讀せ
しらるゝ武藝を荻生徂徠に撰ばしめられ
もとより性質ハ寛厚まして御國政に嚴整なりし
らせおはしまさるゝ所ありしかハ西城に移
り給ふ比御庭の草木枯ることなく

さまさびしく御覧せしめ給ひて、これは少年より武
事を習はし給はんとの叡慮なりとぞ。かかる御事ども
深き御心にて、ねもしましまして御庭籠にかはせ
給ひし鶉なども、みなまたはなたせ給ひ、放鷹を催し
給ひ、きはめて遠郊に猟せしめらるるは、小鷹と号して
引鷹をもとめ、春秋の折にふれ、二日三日帰らせ給はぬ
日も御止宿せしめ給ふ。されば深き御志まします也。ならびに
のみならず、稼穡の艱難をも知ろしめさせ給はんとの

叡慮也。其御齢いまだ十あまりにならせ給はぬ頃、御病にて、いまだなり
せられし、延享の比なりしが、御継統の後も、朝会の余暇には
おりおり後苑にのぞませ給ひ、手習の後は以て、とど
或は弓を射させ給ふもありけり。しかれば日ごとの御言行の御事に御年
又さし、手跡の生習の嗜給ふ。公家には御能あそばせ給
御手もあそばされて、日々御手本の嗜み給ひ、又御製をも常にあそばされ
給ひ、御詠歌をもなされ、其数も多く、ただならず思召し、はた
朝会の日ならでは、御庭籠の御気色をうかがひ、ややもすれば

そうそうとして、なかく口答をはたらかせ給うし
かも、陸奥の国威容ハ、すこぶるけなげなるさせ給ひ
あるに、進見の事仕置被仰付、かつこの刀を近
習のものかたに、威儀をちらしふむらくもつまもなく
なりしなり、
公ハ平日後閑にのみつまり給ハ、世間をもいと嫌
うちうちしく下角ものやすらひて居るものみな結構も
怠惰のあるまひせしものなりし、古を親しく
公は御威儀を聴作し給ハ、却のつらふかく新しく
思これを見、藩内のものはうさまうかうきこ
享保十年二月十三日、宿老安房對馬を信友ハ家老
月光に大字をかみつらふ書て、初ハこと、ハ　松浦を長
稲君と称し、ありしかとのうちの、此對馬をハ八幡宮
はかりとなりなり、
あるとき、その子改義、病ありし時、對馬を御前ハ出給ひ
改義の病状ねもこと、ふ尊を給ひ、病ありさまをとめ

三てんみつのふ扇子をはめあくまくのものをたちてはら
ゆきとゝ浦てはち鉢島き花衰せしさまをひけんし
あまれまもゝ浮び表生ふ彼鉢せまゝて黒鉢をひさき
旧臣を接過しゝ屋ふ登窯はりめさきふてもかり
大器古伝書古紙書浦高沢たりし時寛暦三年四月
のうちより癖をうふひせし立てみあまし法髪
高人参をたりく絵して元気を補されい法席高
かとゝとゆはうり人参はまくいあるまゝ世ふうり

の義高はりて平和はまくうりしこと花書沢をと
鉢梅のうちかに法鉢まあるいその花めしかき
こゝあるいて鉢はうまゝて特色をかこみまりしを
又り
公はまくと大納言殿とゆあるこゝろ四佩刀をはくるかつく
らせるもしふうまゝ人ふみ月をもして花のよ
庵しまぶんこゝをふひまりて始ちゝらうもの
古まりれ名はうまを撰び全浦をちりはめ花やふよひて

其の旨申しハ寒気あまりしきに、かくよそひをるハ今
みせて詩をかすめてする年々我等の調度ハて
はきよく、旅にくるまとおしと人にあらて侍る
へきは何にほせおもひ、旅にくるめ作らしめ給ひしと様、
御年ころの寛厚ニ似合せて海ハ浪ありて、ハかくる
叡慮のたへかたきを知りそ見ゆ、
御方様にもさけられせ給ひ由申されと、猶さ風雅の世にあ
も有しを、さて木草の花を愛し給ひしゆゑ、

延享四年三月、少老堀田加賀守正陳(?)ニ、浅草別荘の赤
芽桜の花咲しに、折枝を雑まさし献しに、めて
させ給ふ餘り、折々しハその本を根こして御庭にう
つさせたまハんとの仰旨ありまして、御側の見人大寄(?)にて
忠光ら専ら庵ひ(?)、御庭の監舎地に植(?)つといふに合して
見せしめ給ひしに、この桜いらふに老樹なりしかハ、移栽
るゆきハ生活せむこと覚束なしと申あるさふハ、蘇葉(?)苗
なりとも気にすりまでて御庭に植させられけるまて

加賀ちうの書毎の折枝みて事ほをめてさせ給ひし
ちうの、これうさまかをまいらの後鳥羽の院の御書
に、少将ちうの、門前ちかきみてりみて折ふ部書下
されし枝ふ花のえいかを毎しまうへきつ所ちと定
永の比のし、　大殿院殿、陽明門院ま所ける園殿ちれ
御ちうの他の人ふ人ふ給まうんちうとて園ちう
いかをちうふそのをうを西ちうの作ふ仕ふ
百花を四ふと書所ちとちうさまちの盆花第ちに

四ふをちうさあまるものちうふ所ちの日ふ森流
ふ荷給しちを家ふ家を桂ち献りあちうんちも詩さら
ふ乱ちふふ所ちの屏しふ紫ふ遠ふて立第
紀ちん、化第木祭、ち花ふ祭めちへ色ちを作いま
をあちることふあちうきちまちに者侍をひぐく
もとひをちる屏しちて花ちうちを第ちうて
所ちの日所饌を供しまちうしふ部の張の衣角ちを浅
物を設ひちのふちうを所けちを屏ちふ所

[illegible]せ給ひて後、配流の人をいたすべきことのありしに、
いかゞ[illegible]しに、徹して後、重撰すべし、彼の欠
損しるしとなし給ひしに、[illegible]ふ[illegible]せ給ふ
て、破[illegible]の事あつる人を罪[illegible]給ふつきて、
[illegible]ていろもせ給ふ[illegible]しかゝんと、人をその沙汰の
[illegible]さしを感じ給ふ
延享のころより有けひ、[illegible]月の[illegible]に暴雨せ給ふ
神[illegible]ひゞめきて雨降眞しく[illegible]やうて加茂を[illegible]

[illegible]ふ[illegible]のつきれひ[illegible]
[illegible]ふ[illegible]ふ小性[illegible]
[illegible]ひて[illegible]人[illegible]
直[illegible]ひし[illegible]人[illegible]
[illegible]いふ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

而〻まし給せしゝ事、いつの世にか歟しなりしとか
公好古の心ざしにて、しゝ延喜年更衣常陸川
八重の紅梅の歌に出給ひし時より、代々
代々和歌を以て、所望しゝ給ふ、まことに
拙家世々の宝、其内要文の書、家記にめさる
如く、あまた、特に、もて、考へ、しめ給ふ、卿古書
を撰家せらる、考ゆるの書、つまびらかに
して、以昇遐しゝ給ひて、後世をけ給ふ、法名

その考へらるゝ法を結家し、三縁山の堂庭に
を薦せらるゝ、
寶暦のころ、所庭のうさに法ふまつり、下更のちかい
ころ、なりて、なほ、ふ、九延享寶暦の
のち、ふ、庭のもいとすくなくて、朝毎ふ所花ふ大き濡
掃するのみ、樹石を移すしかるべきもの、
たまさふ、花木を樹らるゝ、花の枝をとり
さしかりて、花ふ高き、いつも山縣の人のもて来る

かたくなる所ひ美濃守義しげ
ゆへとて、なをもかの少美八いるものゝふまつる事
ゝきこえ、所領ゆゝしへ豊臣氏ゆゝしかりしとき事とのゝ
おもひ給へるうへ、所領してあるうぬ、これ頼こゝろ
ゝて、つゝしこゝろ、その法海寺の山門にて相
なり事法度なり、

浚明院殿御實記附録

一

後明院殿門室北殿孫巻一

後明院殿門初殿て西御所おわしましけるとき門渡
和かして意志の高きかたち聡慧世にすぐれ
有德院殿初門　公方門羅生
門常ふ門孫のよ如きいてき給ひて心平義の門言
行ものらしかくて不を忘らしめ給ふ門の心ろ
まちひて生涯て門教育まりく者をもひいまと十歳
後みなせて後門ぬ門とのの幸ありしら門のこと

有徳院殿の御後下にはなもとにいるゝ所、房州をとり申
候ひ、これゝまのあたりにて、とのゝ所ゝ、遠山某殿を
をしへて、大の字をいとをかきて、かきそめひゝふのの紙
まうして是をけさ、御使ふ侍ふ人、いうゝ申ふ
あやとみまもり居しふ、ひさしう侍る心地をかし、是
のよう捺畫をこそうつくしかき給ひて、筆をそへ
給はせ給ひしふ、　有徳院殿、その心氣象は枝法
なるをこそ、ふ程なせ給ひ、天下をもたゝしめ給れむうさの

御事動かせ給ひ所なり、心はとかき、枝法ひて
御後ろ所りけるに、侍ふ人をもしめてこそ、れも居る
こそ、　ふるまいをかしくにかゝれたる、侍ふ
御側ちかきうつくしにて、夏法の扇ふりしこそ、
これも御ふ法とのゝ、ひさしの心庭にて、御前の
銀ふ紙書をもかしめ給へ、せらもしこそ、打ヤ
雪降しふ法にて、ふるしかりふ系にて、いつもも
指をすり、血出るを、御ものにて、鞠をめしてそ、ふ

ハ酒ひ者り、客を鑄を物けしらぬ指さしてこれ恵なら
りしと称関白七条兼家清（後京極殿）もその時酒と知て
河伽とつとめ給ひ人々さけく物のりしと称い酒て
その鑄を家と為しこと
又何ころ物つくりて、紙者のごときれて物くるの物
しとてらくく笑しくる行事なりしと世間の
年老くるものやなるハ紙者くせくんにいくるも
まうへし　有章院殿の御時ふ風なりきはくさを

いとをきりまるちやりて、花のきをを作りて、者ちみ
なるひき天下をこもち給ふ御ふ一物乃
らをくらとて、ひんをるものやと、いさかなる者
也ハ者ハ酒ハ下へもあるを、らを後風なりき日作
なるハ今日ハ紙者をハもて行とす、赤き紙者なり
なるを切ひ物ハ下ハ、その紙者ハ後くんれるく
よも者て、あを捨也、必拾ひとりて、ものを出さなりふ
ものくらハ、ものを者すること、なりて、親人の者の

こに初めての人と云せるは作れ
はもしの海辺をうの人、その色はんたんさりて色はこと
御幼年より義仲の山海、かねあるに孝勇のねがひ
よりけることに
公文武の両道をこそ頼朝のうさへ　有徳院殿
ゆみつのふうしろみせへまをけてうち馬
を啓せこ海ひとうちいはよ粧ゆふいるこせこ海ひ
ぬ花ふかはふ初へゆひよりなてまを色しこも和歌

のかうみ、ゆみつうら義ナを射はてこ海ひふはてこ
れ川あるはのはをうう、天明はもしめはを源頼川は
かうへかせら色白るの例倍るを一矢はれ
こ海ひ色はかてこの人をさらう御供みはし
人、れとうき愁しるあをこ
御馬はその奥徴をきこの拾ひしこ小はるまは姫
ら色はす、こ仏の御鎧を義うこのこはるあ
あうこ初て馬は一日をめさはとはあるか年

鷂鷹抔へ仰せ有てハ吹上の御庭ニて鳥を調練
しあひを習の人々ニも鳥の飼つけさせ調練せし
めらる又御みつからも指揮せさせ給ふこれをその頃
の御慰とせられけるとぞ
御鉄砲ハ中將關西ニ常ニ召 注号関林 として仰へ出す
ニ命ニ関西ニハ鉄砲の妙手なりし故小綱ニ召され
て 出ゆけさせ給ひしハ鉄を備ふるの志旨
三持りへし

公御心をとゞめられいとゞしくせさせ給ひし故日々と遊
ぶ弓術を研究せられし後ニハ百發百中は妙を得
給へり或る日吹上の御庭ニていとたかく轉りし鶉一羽
飛びるをとらせらるとしけるにその鶉御めがけさせ給ひてなげかけ
給ふをみせしらへ近習の人々御やしみ給ひしニ御前ニ於
卉留しまなかりにや人をのかせて見まほしきと命せら
れしに人々御庭のおもてに出て人をのかせてみせし
に鷲ハそらへ飛ぬる程ニ木の枝ニとまりみ居られいとを

教諭して御学ばせさせられしこと、御側の人々をもしめし給へ
きくものも手を拍て稱歎なしいふとも謳ひしを感せさる
ものなし
凡し御相学ひの事とも御讀書ハ　有徳院殿仰付けて
御侍講せさせ給ひける、史記を讀ませ、万民の父母となり給ふ
御身にしては聖人賢者の遺言、和漢治乱のあとを實にくら
くてはあるへからすとて、日々のことく儒臣をめして經書
ハさらなり、和漢の典籍をも講せしめられしに成徳

道筑信遍 御朋輩 もとしめより御側をも勤め候、御侍候
せしめられし、聖賢の嘉言善行よりして和漢古今の治乱
興廃を語の如く申上し、御側の儀にも知らせらる、その上
元服前の若きを教育せんとには、孝弟を傳る儀なりを
よく教へ自然に薫陶せしむるこそ肝要なりとて
御側の稚子等をもあつめ道筑の弟子になされ、以後の日々を
ハ道筑その書をも讀ませ、教育する事少なからぬ、水野若狭守
忠友 後宮元 稲葉越中守正明、植田筑後守學林 後御側

なと みな 此時の 御所 なり きれい 公まる 有徳院殿の
御法事をよくうけ給はらせ給ひ 御ものいみ 殿下さま
こゝろひかりとめのことふも 御法事をうけ給はるを
思ひて こゝろひとつにて 御ものいみ 作人を 月ひさせられ 四年
うけ給はらせられても 第法書 三国史 なとの ものくら
しく 諸記 こゝろひ 時こゝを 習の人 に 四 御法 作りしと
ひ 屋り

有徳院殿 者 御こゝろひしふ 作者代 法印法眼 作小字 より

学ひ さ 事 も 我 学 ひ 作 る 初 と の こと ち 我 も 西 こ ら せ ふ
なりふん 法 ふ い ふ の ら 法 御 凝 れ 出 来 こ 慶 学 ま 百 ま
のの ら ら へ き に も 行 ふ に 我 家 ま 作 ら 初 と ふ 百 度 の 百 れ
が こ も し ま て も き 為 ら し こ と を 行 ひ さ こ 撰 に 百 篇
学 ま て も 四 み つ ら ふ 御 下 さ れ し こ と こ 初 り し ら ふ 公 月 ま
道 篇 を め し 四 書 ま 篇 を こ と を 篇 せ し ら ま し ら ま 百 れ
時 ま ら 四 御 を し め れ 我 四 書 ま 篇 の 篇 を き こ 百 人 の
百 を 篇 し ま へ そ ら ま し こ 四 人 と こ 大 海 の 法 法

かきうまいて、ふるきをたずねさぐる極へ、このうへいかるら書を後
なほ月を作るまでもあり、天下を治る法をもあり
と言ひしらふ道理感深をかうへ云へきりふ君臣
の弱年ふまし〳〵かのうへの古聖賢の教をも
見ひらき、行末作ぬるべき所をこんつを
らを、ようやく年のうへ、やうやく聖賢の古書大業の記
作るを、物もうをはきてとりとし給ふ、古神道と
かうへき書を作りせらるとのおもひなへ

三年物をへ、まことに世の帝王の英主とあらせらる
るを作きまうる所、この上にはなく、歴代帝王の事蹟
を作りあり、作るうの四のうるところ、作るうの國は衰る
所とつるうを学あり、天下衰るを去て興るところ
作ひたまふむとて、作学問の要道をかつ、天道の歴史
道理学を作りへきと、ひとしくふむるうの作
ばうて、和学のうを立て、史漢の歴を考へ
しきとうへり

六殿の唐布にかけてもすらすらとかうみ行う法皇晩年
ふかき紀要元長惠（実隆師法名　西園寺とも）おとをまた法住寺
殿とも）をもてはやしの人の物ことはかりにて
まことに法皇の御宮同ものとひとしく感彼
ありしかはまた感行忠八幡和歌をはじめ仏惠の御注
又八幡宮のまれて御宮同行しかいりもはなの文の
を出まりしなるとひとつある感歌しまりなる
有徳院殿薨せらるしに法住寺殿の文
此人を常しのひまし此人物のてもまし法住寺殿
かの宮生れの精業とのまうしとのおとりぬ
はかりのことあや百箱を此側ちのくらに
大河内（有徳院殿の御五世孫）海もたるとこ敷演行
しかるもとかくこてを宮同ふかて意をやされと
すこしまのあきの細行てあり体也行ふ
行ふ人へと作らしかハ百箱海をかうて法
行行者をかうてきかうこと法きを西殿かつけられ

小姓小納戸等皆猩緋を着ける人々を御下賜
しふ以ての外なりとて拵を切て松下源左守
服部内匠七郎永清の二人を猩緋を着ける
しとて狂言を学ひ、これを習の人は狂言する
しめなりと云へり

鷹をも取ちらかすふ　有徳浪人紙熟しなふ
るやはい学みつるを〳〵さとし給ひ〳〵ふみうたく
ひかるを始給ふなり、格の食は年老て

紙熟〳〵なる鷹百匹もなりさしとて子飼のまれ今まで
是をかすり給ふ、是ハ日本の国
なりせらるゝ国地と云へる不思議の赤食たて居る
ま鷹を給ふ也しらるゝ所に行
なる国七年永清卿参ふ拵しなる鷹の相
ちゝ〳〵ふ〳〵ふ〳〵ふ元さゝ〳〵ふ生ふ能勢
河内守殿、鷹匠衆、取りて七年来不思議ことし〳〵
今の鷹ハ元亀〳〵年ハ鉢開せし年ハ相ちゝ

随ひまつりしかは此ことをもて奏せさせ給ひけれは
ことさら御けしきハかしこき世の御様子なりしとそやかて
私邸の庭の三角実葉とてあまた白鷺打ちはなし
つけさせ給ひけるにさらハ此鷺をとらせよとの御命
給ひしに河内守頼ぬきて庭にて鷺を切りはなちて
鷺をとり東の御前に奉りしよりこの河内守は此かくて
此之河内守組こみし其家の名字になりぬるやそとも中
なる也ハ御感ありしとそ之にの河内守ハ　有徳院殿

まこと紀州より藩かせられしより紀州へ年ふることに
應のまゝに御心つけられて後これ　公より御取ひし人物の
御優待ありし御ひとよりまりて東宮をまかけしある
へしこれおのつから御寛容の御徳よりふかきなり
寶暦十年五月大統つかせられし此の日御本丸へ昇進
將軍武元を御前によりて翌年四月にて御さん
家のさとに御熟せられし事にして　文恭院御病に而
ませハやむをえず御職をうけかひて恐多くて承知

童如なりきとて　法名を付て　祖父の心はよく
数年を経て粒餅せしかるに　今日より後仏事を
よらせ人の及ぶ法とは皆若切へ我り　仏法
あるんは言ときこと免て　紙に　和もまこんを
虚なりて法を級屋　と作るれとこの武元
年をうく　幸社の幸行うるうしたう　有法院殿
志ゆ　法名のあれたの遠大の恩有を　法名　戒
位の法名を有　せ　所詮の法名をみつる教を

給ひしことなりし人なりしとて　なるもかてうり
ゆきて　をく位　法ひ　武元を特過れあさ
を法さから法相ひあるみや　童殿を去さて　三十年
にあまり遠よを殿をさすして　法名上れも
いとなりあさきるみを
意仏の法り　会孔　ちてき　公武の武法すして　廃
絶しけるを　東照宮御一統の後　四海を平れ　仏
法しあるは　古法は武も大ることをまとかつまを多

かりあらるされこれ紂の武法ハ世ニ行ハれさるし江
有徳院殿蓋世の英略れもまして天下統るを継
庫こゝを無し給ひ[illegible]ハ流鏑馬笠懸の業を
為初弓馬射射弓佩剣の古武も世に落せり志ハ
るに　惟信院殿御代世ニ[illegible]ハ流鏑馬の業
まし弓馬まのくくの[illegible]ハ弓馬の[illegible]人
絶てかりしハ[illegible]ハ例の[illegible]すめまりてもさ
らに[illegible]ハ[illegible]人

大御所　右流鏑馬へ中上しハ　大御所の[illegible]ハ我
弓馬の古礼世ふまし[illegible]を初みかりハ郡人[illegible]前
さまさらこんあふ常まみかりハ関[illegible]れと人心
面の如し　将軍　惟信院殿もまさ量見ハ[illegible]
世も[illegible]ハ[illegible]流鏑馬[illegible]
[illegible]ハ[illegible]人[illegible]
の[illegible]
公海と西[illegible]ハ[illegible]

かゝてい　有德院殿、年ごろ武家の古式やゝひなりてあらんことを
ほゝしらふ、四月十一日のゝち、御射禮場
なるたるすこゝろをもひ、さゝひ四月朔日
かゝるべき御射禮をもしてふ所人ゝ
まけこゝをもることゝなりぬ、此時為
射禮人ゝたるものゝきふ和りなし　所當代まもて
も、至さらむよりのふやうにあるべしとれ為り

かゝるよ、　公儀にかゝるものゝ
流士の御射禮をこゝろ設させらるゝ射場
にて初を獨つるものれかゝ射場所にしも
所ゝすゝるゝ樣ゝ為ゝるものゝ由是ハ名無りの的
ゝるものゝある時ハ手事をつゝさる小綱ゝ取ゝを
して今の矢ハ中ゝ為ゝ所ゝ第ゝ時
射をし樣ゝ是ゝ樣ゝ為ゝ呼吹ゝ中ゝ為ゝ再
三吹ゝ樣ゝ為ゝ人ゝ中ゝ為ゝ

行しと聞これハ其時に射手となりて出し人々今も猶
おほしけるなり後々にハ又射手百人ほとにて時
々にさらに御気色を添られしく稽古まゐらせ候ぞ
御にも稽古の御額をぞ遊ばしける
或ハ遊猟或ハ燕閑の時よ　公方にも弓馬を好せ
給ふ並々の人の及ひなき事にて御家人弓馬の
上覧ハいとも怠り給ひしとなりよしも　御祖父君
の御風儀にならはせ給へることと申へしにて

我弓馬を上覧ありしこと　いにしへハ源氏好されし
公家にてハ文学武芸　武家にてハ和歌蹴鞠なとに
心をよせ給ひ殺寄ともいましめ　我家人ぞ家業を
しりたまふも心とも変らぬなれハ怠りなく嗜む
事なり是武家の根源なる事の大職を専する所
なり好むとハいへる何事ゆゑと仰られしとぞ
昔時の放鷹又ハ諸士水練を御覧せられてかと
有徳院殿薨去せられし後ハ絶てなかりし例に

大円公年ころに遊せ給ふ御孝の誠も　大納言殿
浚明院殿　御在代まてさらしめ給ふ位上の字にありしに
遠郊へ成せらるゝ年ことにさらぬよそほひもありけり
御しらこれを　公御代つかせられしもしめよりかくし
ひそかに讃させ奉り給ひ　大円へ成せらるゝ毎に
まことの御まつりことをせさせ給ひて外御廟所に進め給
龍蟠子なとのことわり再興しめ給ひ党上破とふ以て
ゐまさふに遊ひ給ふ事のみ也は御初穂の品時つねに

有徳院殿御教諭御代の時武家の政事は道理を
志くまのありしこれ政務を以て其るにする御在年の
代にありしていこれなりと家人の割従をも志り延引
をいらひまのありし其下民農業の艱苦をも志る
ことも御こうかこし生長の後は政事のことを成給ふに
かかる御廟理を遊楽とせらるべからず御世にあり
その御詞を以て経済技衛せらせしもことに道士の端
の御心にもこれをおかれしやうをしからせ給り

遠郎へ御教書をひめふさきに付て御書をいそらせ
こゝろひうのゆへ御出されし初張をまさうもたく候
出ゝこゝせ給へ下、これを常ゝ御信ゝ思ふ
為ゝ下ゝ為ゝ者ゝ者ゝ金ゝ色ゝ金ゝ色ゝ者ゝ思ふ
うゝめゝ出ゝこゝゝ時ゝ刻ゝ者ゝ御ゝ出ゝ
ゝ出ゝ者ゝ待ゝ者ゝ我ゝ御ゝ出ゝ御ゝ者ゝ
西ゝ方ゝ六ゝ方ゝ方ゝ者ゝ年ゝ方ゝ方ゝ
有徳院殿の御さゝ御ゝ者ゝ方ゝ者ゝ

ひゝら四年始けさせ給ひて後ハ源氏雪の朋かを
ハせつかゝゝと御あり御ゝ方ゝ者ゝ
ゝ方ゝ者ゝ

寶暦十一年六月十二日　惇信院殿薨せらるゝ時これ
ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ
ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ
御光代の例ちうくめゝつゝれゝまゝのゝふゝ国
之せんゝを御ゝ者ゝ年のうちハ御ゝ者ゝ

御のぶるを始めとし、夢合はせをもされける
公御所ゝ上洛ましましけるに母儀　恵心院殿と
やがてひとしく浄ひらるるを、常よりいとみ給ふ　御代
法皇の御ましまして浄土供養をとゝのへてなほ、寶暦十三
年四月十六日、京都へ、夢せらるゝに、後二位を始めたてま
つれるすがた、　大猷院殿の中ゝ北殿とて、後水
本理院殿と称し奉る事、　有徳院殿の母儀
浄圓院殿、　惇信院殿の母儀、　深徳院殿とゝ申けるハ
御ゝ御猶位ハ御位をもつ、れたまへりしとき、夢せさせ給ひて、信仰ふかくましけるとの御ふれ
日光山の　御宮　を建立殿へ、造させ給ひ、第廟
後終たまへるを、　有徳院殿御ゝ崇敬せ給ひ、
惇信院殿ハ、宮殿ゝ造ゝ事ありしとき、代ゝ
建立ましまさるとあり、行はれ、終る國典となる、
とて、常ゝ尼公ゝ、三位を、なされたまへ、いかきり
なき大礼なれ、國用費もかゝるさほうとをゝ

さらぬ年多年三為に及ひたりされとも其のことはに
終はれはしめしそは御代一代のうち
祖廟へ一度も謁せられしてはそれ天下の人民を御し
さとすれは孝悌の道を以すへきことは大切の道範
をすへて須事来民のことを仰くかんと　祖宗の神慮に
かなふへきと是非に盤旋をあけ設せられし安永
五年四月遂に謁させ給ひ翌り宝暦の例に従
御家人等祖先の墳墓を遂出るへく給ひしは生涯毎
一度にて

謁せらるることをかなし給へる今を始むる御ことも深し宗
よりせしめ玉へし。そは御代々にて御今家御廟拝礼
行はれさせて度々謁を申されしかは万民富をさかへ
申さへきまて降臨いますも今なりしうちに御緒の御
又かはりて御ひ我の身をもささけしして數し御ひ
しことはいくへともなく　御当代に今宗の孫を御おもひ
しはその盤旋の在かせられは中なるつきなり
日光山へ謁させ給へる度ことに数万の供人なれは帝延

の隊伍をくずすものあるべし日没すれども参ずる
しに伊勢をそむくしるし目付河野吉十郎安爾城
をもて伊勢廟をひらかせらるるひまをやとれるなり
さり前紘さわがらるる所なるべし仰ありしに
吉十郎かしこまりてやがて供の人数をひきつれ
きたりそれより前にきたりて陳ずることを
もつてこれを表するなり伊勢の使士をたのみなく
見るべし伊勢国ふかくやはらぎことに

うるはしく一族のものなりと云ふ伊勢廟を
閉させらるしるしこれを他人ゆえ供の人数いかもも
廟をしてこれを意にはらふすべからずとて郎子星も
れし行ひきんなり者なるべし吉十郎ちゆえ河
原常にかしこまつるべきこと云ふ公
ことにやしくやはしらん衆人をのつてきわひすみ
しかへ君を信と合一しこれひるやうそこそ人感
けるなり

日光山へまゐらせ給ひしに時ふし幸信の御ゆるし潮尾
権現のゆうし山伏のさぶらひをせらるゝと聞こゆる
この人これをもつけふこの山伏おもき侍る境坂をす
ひるをとゝ山法師をも支持こうしゝの坂よりおもし
出て権現の使者ゆうや名ふ人ゆ食物をすゝめて人ら
もとゝ人へいかなる縄黒木の指をもて指をてくらへを
爭ひせひるをとゝ拾これをゆるをせまゝんこれそのの
こを行いまゝ山法師ゆうきれひれたるき法いを

ふんをもたさいめうらあるまゝやうて山体所へあ参り
いつせこゆ人へりさてを境坂権現ゆをとに日うつりく
潮尾への行道行いをこゆさつあり山ゆまゝけゆやゆ
あまい山法師の男を一日まゝ加へ行く潮尾の行道
ゆをあるへきかもて男人の山飯乗ゆ山張中の男を
おさぬゆゆ下まゝ数法の人へ山張若をあ出をあんと山を
ゆをゆゆ山をまひそのの法山日重ゆ行山をくゝう張
て法山道ふつを行へりこゆふ下山ゆけきをれもひ

きあるのつゆ、汚れのこるすて、作り多代書をまゆ
こ海内、嘉かりしこと、
安永元年二月廿九日大坂の武家をもしめ
寺社商家ものこと、ふすきて物失す、明暦の災後まさ
ゆきまことゆへ、けること年四月三日、左近をめして
報恩の故をもて、作出されいまに迄しのち、松平
右京亮元定をもてさらに例ちかへして、作自書
をもてうつ文を徴よ、那部のことに付ち思を加へ

て有こ筆こ、年日猶多部こ成を厳密よ石付をも嘉
こ日を報するふのつての年こ、ゆ伝こ長を為ひて
こ、ひて、ひこ、ひこ長よ、ひこ、ひ何ゆ付れ又右
こ有ものを作て、和来て遊ひこれ、こ、
右を作望ハ國国のを、作ものこ、ひこ、ひこ
ものこ、作多を絵ふし、下に後詞をこのこ、ひ
長俊の要を作こ、ひこ、ひ年、ひこ、ひこ、ひこ
多ひこ、ひこ、ひこ、ひこ、ひて作自書を仏尼

[illegible]を曉諭し[illegible]ることなく
[illegible]すべて天変地妖を恐れ[illegible]
地震水火の災禍なく[illegible]
[illegible]八月和歌[illegible]
[illegible]て[illegible]
[illegible]浅間山[illegible]の燈し[illegible]
[illegible]の[illegible]
いつ迄の年[illegible]武家町[illegible]失せし

ことなく[illegible]月[illegible]
[illegible]べくとの仰[illegible]
[illegible]と[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]民[illegible]
[illegible]
地の遠近火の[illegible]急[illegible]
[illegible]

年ごろまつりごとをかへ民の憂をはかりそなふ
ゆゑなくしてけがきたりなどいふ人〻ありつゝ
人〻たいそきゆゑをもとめけれ
ばをのゝきうさうにまかせてゆみつゝ陽光院
指揮をなし給ひけるとかや
ゆゑ業隆の日記に城廻北市井大火ありしに公卿
元旦の御用をもなし給ひて清涼殿にて
ゆゑ有べ山城の国遠くまかりて若きまうけのとき

又一人ばかりなりしをとゝ昨の御門火近く
ありしかば陽光の人数をもかへ加へ給ひ
年寄をば御中門にけしぶ　公卿殿の中より
ゆゑふうふ宣ひあるに城門をたゝむ物ゝをなふ
遊びのゆゑばかりさもゝん城市北商人等明日を元日よ
ゝ年をあけのゝしるあるゆゑ御うてさを国章ぬぐ
ゆゑ陽光の人数をめし加へ城門をさゝ玄先所家
を敷をしめゝ作ゝ也　聲をく作ふ席まく

世にしたがひ人もかたち清くして
まことの道大史ふみつくり橋ふかせられ
史野をうがち川側墓をもとめて古より明君賢相
上に坐して政治を行ひ天地和合し風雨をしたがへ穀
を豊に熟し士民孤老を恤ぬかたなく飢ひさ
ぬを年史英雄つくらしためし者へしとも
はられみな上天にしたがひ政をなしに
天より授け英雄を高のしめふを見てこれ汝等ともに

年号を改め天御代を改めて
あらためて民庶のうるひとなる政事行ふすべ
告諭をなしみなくすべからく作者なる
当家代々紀綱をしるして政をなす日本代
法令の四海をなしたまひ万民を年を
たのしむ唐虞は治と云へとも
まりしらは左のごとし古より古法を
をなせさるは流乗は世のかたもし汝等侯

の言をいとひ、遠き国を吐屋しと、三度まで押
り〳〵て、仰行ふしかやう（けも）なる（松浜）の化物を見ん〳〵中
へきこえのこゝろをけしかいめ〳〵問て、石無きなれとし
ゐるやうに、南は左右に難波の江すくなく、望をを振
ひろめまり、えさりしふれ、しきの高しきかり
天明六年丙午九月、あるのかとうず〳〵て大死の時
花江をを〳〵、長色、稀〳〵振舞のうち、はたしあひら
に、花江、有まりけるふ、今のは江海にまり、大平乃

浦〳〵に、つきくらいんを始もしのあまりふ〳〵式
はる林雨日をかきぬ〳〵まり、早浜の花ゆしく出れのい
もひあり、とい人、これ、つきくらるる事あるふさのて
ゆんまりあけたまふもわとまあふ江とまけ、ふを花
ゆきてちあふ江、庇所家の橋まれりて、ゆんしう
に、あふの花、て、門の角、潮〳〵海のうち、屋敷
あるも、潮ふさ海なと、ゆんしう、大おおとろき、江ひ急よ
取を出して、浦瀬に人をすくふ、きを下して、

貧民この福ふかりしうちに男後を[illegible]
ゆゑつゝ[illegible]ばかり[illegible]ひしと[illegible]
[illegible]側を待りし人の[illegible]ハ[illegible]年生[illegible]人[illegible]
[illegible]容[illegible]ん[illegible]ぶさ[illegible]ら[illegible]ハ[illegible]時氣[illegible]
[illegible]穀豊熟[illegible]こ[illegible]ハ[illegible]氣[illegible]ら[illegible]ハ[illegible]く[illegible]ハ[illegible]溢而
久年飢荒ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]穂岡若心乃
[illegible]ふ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]の[illegible]
[illegible]三年ハ大[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

浚明院殿御實記附録

二

後明院殿御實紀附錄卷二

紅葉山の　東照宮へ詣でさせたまへば、すでにて
大猷院殿へ詣でたまひ、ついでに東照宮の中門の内なる稚物を
こゝにうつしたまひ　嚴有院殿へ詣でたまふこと例なり。
天明三年例のごとく　嚴有院殿のうつしたまひ
んとせしに、先年の御法集さとりやうせんとやうにて
まちて出雲門のかたへ出でたまひ、まち給ひこれ大なる
失錯なりといふべき御沓ぬぎたまひて人を召しふ

御とせ沢ひし後ハ指図筆法を学ハ門側門番五次を
ゐて御出されしハ　大猷院殿霊廟の唐門龍開
きて御りし故出屋のまゝ御やすらひてみちひきしら
あらぬきあれ御所ハ此ところをけ出ハ
門の開閉を司る下吏の出入を知ること
ハ供奉の高年寄側役二人唐門の前ゆ
居りしに御所ハ出屋ゆ出入しこの旨
くちをしりぬちうすゆ例ゆ出ずすべてかくのゆ

ゆんをそくらを人のを出すゆうん事を御所ゆ
せらをル
門も御所ハ出ゆ御ゆ御ゆ不ゆて直接しくゆ更
ゆ出の御ゆ無をみて出ずゆ出ゆるに
門を出の事の事ゆ　正月十七日　紅葉山　門番へ指
出ゆ御ゆ御ゆ　正月廿日　紅葉山　門番へ指
をさちて出ゆ入りしを御ゆまちて指のゆを御ゆ
出ゆ御ゆらを出ゆ大小御ゆ出ゆ

宮のし事ハ我大事の齋戒日に過さて我さへ志らぬ
様せハ事済へし如何しおもふ済ましもしおもひ
へハ網戸のものとれなく罪なむことかの定むるめ
段らぬ迄ぞ御清めとなりすゝしとの事也
安永三年二月晦梅川職仁親王家に御行なし小殿中
の座席をゆるし玉ひ礼法偏倣ありしハ老臣も大ふ
まて頼まれけれ御對顔の時まゐりても是を践て之
まれけりかねて親王太臣家にハ御出仕まて御送りを
例ありしふ其の日御送りありしハ老臣皆頼やうと
奉り常よりさらにおそる御謹やまちありきに今日
御送りありきハなしや也忘頼りしふ時なりきり又ハ河原
なかりけるものぞかしやなとと思ふひとかたに會稽して
国法を厳にせんとさせ給ふものやうへ御出ありけれハ彼
家ハ関東の武法にくらきとて更ニ對顔のときも是を
践てすまれしふハ世方よりもさや送らせられけるに
難ありけると御方々ハさせれまも御にて老臣のつ也

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

右源八督家武士の郎、失火せし時、すこやかに小出信濃守英持を呼び、[illegible]
作[illegible]家武士の取扱人のかたへ[illegible]
新宿駅とふをあり、休息所ふたつ[illegible]
ちらき、什器いさとみも[illegible]
[illegible]

[illegible]川ふ御法度なれども如何ふ[illegible]
郎殿の経営終りを待たるべし、怒のひるのこと
なるしこれ、又、[illegible]病発萬よ[illegible]
山縣大貳殿ふ彼郎へ宿[illegible]
如機の宿主をのこされ[illegible]
しめ御例ず次の人[illegible]
[illegible]、病を[illegible]
[illegible]

皆ことの厚いなく感する法とのことなり
孝養院殿御母堂の御葬儀を行ひしに御あつかいとみえた
て数々の法華経をすゝめられしに先法をたしめ
を用ひ御供の人々まて憂ひあり或日先法御側の花
を取り洗浄する折柄はなのうへにいとみえたるを
見て上人も忘れすゝめ給ふ者より是程えた
ふるおくもしまのかるゝ法仏法をうしなふ
所法は大象なれども法子此業なるべしと

是しるべき法ひ給ふをあらるべしすべて御今をも
出さてしるものこれ智もなくそのへをとらそへあるて
ひとへ人は御上のもの御法をみなせ給ふ
へきなと法華しらふそれいさる事なるともこそ
多なる大名なるいかなるかもり天下の主位をさつけし
この中年をすきてさしうけうる子をとうしなひ
天下の政事を四位子なるきとに報ゝ知るひの
御なること出来ん天下蒼生をいかせしこと

然るに我なけきは子々孫々のやとひ遂ずして蒼
生のうめふやけくんと作事ありしに依て為
へき術なくして日を送る内年を経過して退職
なり
秋元但馬守藩士西城某なるものにして　大納言殿と称し
奉りある時より法令を厳にせ如職へ移せ所のち
遂ふ連署の列よくいらしめいくかとなく職を辞し
あるに其の人但馬守思慮すること浅からず国内の人と
謂りあいさら年有て御免ゝなることいひて却みあり
年経て閑居なりし時たとうれ出るへきなりと云ふ後
しやとしてよ但馬守職を免してより未だ年も経ぬ
也ハ称もさるこうて年愈せしかるに西城よりて
より愈学ありしかり再任せしへとの特旨まて
ひさしく老たるを加恩ら也しも例すくなきなり
と云へり
国法を度外に置て行へく待遇ありしあるら

惇信院殿御眷注始りき人々なれ大御ふ望所せ給
ひし時と度々所さうとのものこゝろを活と石
仕まつるべき也御遺敵所しふより西面の御ふ所
登庸もなされしあるべきさたき人々ゆゑ作ふ
されい年所しのち度度御稽古ともうまとく藝
蔵せし極るのこゝ作ふ所やうこを敵仕者よ
公北御英明をれとれ事をしと御のまう御城
を造大史所しふを度度れ者く出仕しあれい御所

おとなりしみやこいこつめ仕ひ仕るふ急よ若りへき
御所をはもの数ふ史ちあるこまま御所のまう御所
するこゝひまりしよりゆへよりしふさらい我
撰を大まうまるや御ふ後書を大まうまうやと問へ
仕ひしふを度仕ちまち御書きう石懐しけせぬひ
御退者りしこゝ極ゆ所のこくひまうしこいを
されこ彼拳動ひへるあるも仕もぬこゝの極しまう
西御所病ありきふ撰より遠よ撰こゝめ仕ひしいやし

ゑを法華経にかきこめて

白須甲斐守政賢と伊藤左衛門尉祐親とに

あづけられ、河内守義信大

流罪の監視として西うの谷のあとまで甲斐守ども

新宮殿の御ゆかりすゑつきの事を知へたるひ河内守は

鎌倉へ召しくるる日よりはじめまして作りの事ゆかり

せらるるをかひなき悪人ども

よろしきふかひなしを人々感しまりけり

これもいとのこころのこころやすき休息の心庵ふいりてはこし

はむ芸苑の御ゆかりけるを河内守は

をめし御の廉もきすてよと仰有しふ河内作せし小網ヶ

人形ひとつ第とともに出掃こるよ白須甲斐守政賢この

ことをいふまと小網ヶ浜にあり

ことを河のこころのこころやすき休息の心庵ふいりて

はこはれむ芸苑の御ゆかりを河内守は

作せし小網ヶをめし御の廉きすてよや作有

しらハるべきハ細川殿一人所存にて第一なるべし出輝
元ハ白須甲斐守殿段受この時いまハ細川殿ハ
なりしかハの所ゝさ酒をとりてとうふ役ハ細川殿
ハ高り假令仰なりとハ其布衣の侍ハとうふ庭に
下り第一なるべきハ出輝元ハ仰なりて出
れ申べきと存をもつて門庭のものハ
掃除させ申すとなるべきそ甲斐守殿ハ麁忠
の仁なりとハ高ゝ申なるハ存ぜ

ず果すのゝ庭ひ次第ハ用のさせ給ひしハ世
をとゝ申せしハ切申べきなり
弼殿の弼信ハ四位の人にて出城せしをも
申べきとなるまたハ此事被をもり申なり所ゝ日例ハ
人ゝ出仕ひ出るに出家被をもり
次の間園燈ハ上ハ高きしいをハ所ゝ
なるし酒曲をとりうるもいとり桂の御足音
大酒の男ハ出申べきハ松平御殿正乗尹 山城守殿 陸奥守殿

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

松下隠岐守昭永真率にて清穆なる人多き中に八幡
小路浩の門松を高く作り山鉾[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

つりきゝくらちはをしをしの江流家くゝ行つき
しゝ花の匂ひさまさまに見聞病みけるに我いはや
より海をへしをしの下あいをやくゝ馬の逸来も
流らをよりをしの二人路をとりの次の日江流
接舎の迫ゆるゝふ逝見しいよゝ見病しをし蓋無
よふ所苦ふ門機よりのをして君侍ふ中を逐江き
ふをかしをして要ゝくゝ江流は到りしるまをも
見ふ左拾をゝくゝをかねをとろゝ見ゝられふ義

つらふされ生を我命力はれをろゝもををいつるもの氏
を逐逐をきををひ者やまち拾ぶひものかふいをを思
しはをまをゝきをを思者ふ尋はは拾をふ奇はは拾ふ人を
ふ後の迫ゝ接領ふいをのをゝを演家居蓋をを
しふ流構ふいつきを芋の一二人数をむかゝ消のを
居をををみを隙後をるものをいををを橋ゝの前
生ををの人をれをひをを者ぬふ大ふ驚き家ふ逝流
をひをををを知ををを者はひし抜をを教霊を

かくとなげきてやけるに、今日は三月もすでに過ぬるに、
この月に入ては、ふるみてに人まもかくなりぬ。
かゝる無興なる事ふるに、主君の名ふるる事きるかと
ゆゑなきに、その人いとゝ嘆責されしうもかく
如ことに、遠ふ遠慮の人なりしと、後世を作
事を思ふ外なりしに、田沼主殿頭の邸へ移
給へりけるに、是下ふ内きふ我妻よりたすけく
文をしふその母なるき事をふれまう我さとき

老衰のまをいふ作りとして、初て左藏山探田らを
事ふるべきやの母より可へきに家人いくらもあり我と
明日より役仕して賢路を避へきこと有りとやあ
ものふを感ずるの者も、是れ中れさうに成さる
事なれども、是下れ年眼迫れ学を忘れ、初て探
用らるしふ実ふ望ふ有り、ふるふ役
仕りとせらるれふ特有をとそもくふ仕ふ出ふく
先を投ふ概をまをふれよりかと稽こいひすりて

かへり来りて後日之を伺ひ候所のさとりは時節なり
一学院長さたふ御法ふ郎しよ院法る弟宿を帰
ひとい小殿をうゝもひ三法を弾し者る一学さを世来
りて院法るよりもひ中院を下奈家をうけ世地ふ
来り如法興せらるとて小所の花さを学もとらし
我自分の殿うて来りしいけ花ゆる弾勤す（きため
りて奥世延花法へ中立へしさるうふ是下い海
花如人りもいけりを如にゆ立ひもも法郎院

中月一宗法ひとて来りぬもしまらひさ法りぬる院た
宗ひりを法すゆ立へしとりけもい院法る弟き以矣
見宗殿項もりう法た情ゆへといら屋して
千法宗ふ人もし法りのもを家氏の郎へゆき我
今宗殿教ゆそ倒れ遊興をまもしゆ月分一学ゆ紀れ
ぬ一学ゆしりうくゆて花殿の我ゆひうひ垂言い志
ゆてゆの法学ゆ宗ふ白くゆ白ゆりりゆ（き人と
存せらるい宗ゆゆりせしもうふ我ふいゆき花儀の月宗

ばらものを退らぶ[illegible]一[illegible]をかぶて[illegible]
中者をしハ[illegible]
しらハ例の[illegible]
[illegible]知あり[illegible]
うせ[illegible]
を[illegible]事の[illegible]
待[illegible]

[illegible]長卿 小納言[illegible]
後[illegible]

[illegible]日[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

させ給ひぬと云是より六節分の年越といへる也ぞよ始
飛よせさせ見合ひしかるに附ゆきての事始
まで此月より廃したまひぬこの節分の年越といへるも
享保のむかし
有徳院殿月光の御より入る放屠
初らしにやくしたし箭九姫を大に菜をひさまて有
しらい阿さま此那せ給ひて孫ら海りよりて節分の年
越を阿さまし食まて茶店掛て去地の名とさへ聞ぬさる
やうしをとさへ出ならぬまでの鳴物あるべし

大番役士に原三郎左衛門親房といふもの阿りきと見えて
播磨の守となりしは無其の乃播磨守に六いかなる太郎也
いふ事をつとめより 安永九年正月十百次上の御庭にて
御の方播磨守に召しに十三日は葛飾の阿たり放鷹
させ給ひへ六三郎左衛門に供に従し事ある也御木され
より三郎左衛門いと厚き事にて公ひて供をしたるに十三日
御供にめし除せられし事士とや阿御法ありて満足
門のおきまりことありて水鳥を射て御覧せさせ給

あり。ふ。三伊国東ふ。ふ。何の白波ありて。ふ。ふ。望
四人ありと人をいやしみ。ひ。ひ。伊勢後藤川の
近所。こ。ろ。庭の六七芝間ひ。ひ。ひ。ひ。ひ。ひ。ひ。ひ。
ひ。ひ。ひ。ひ。ひ。ひ。ひ。ひ。

安永八年丙申十月廿七日行弓場始ノ式
を行し寺社奉行の内守真筑前守殿と宮崎
市郎兵衛と大風故ふきつのるゆへ技のつくさぬふ
事次第福田ゆゑ今せらるゝ此日射手三名
所ゆゑ名のみとなり
同じ日のまとは四十三間の三庭まとを当の人と的
を射きわめて皆中あり中ふ行ひ仕方の長篠乙矢
を用ひ中をとゝ今の矢ハ行ひ方へ作行ひ方

あらう如ゑ射手ハ射手ハ射手ハ射手ハ射手ハ
次第ハ人射手ハ射手ハ射手ハ射手ハ射手ハ
面ハ射手ハ射手ハ射手ハ射手ハ射手ハ射手ハ
射手ハ射手ハ射手ハ射手ハ射手ハ射手ハ
紫五十嵐氏雄と云へ奇異の人ゑ常ふい侍人
ゑ後ゆゑ馬ふのゑて世ゑ城せゑこの人ゑ射ゑ射ふ
くき板ゆゑ射ゑて射ゑ射ゑ射ゑ射ゑ射ゑ射ゑ
ゆふひゑふゑの奇異ゑ射ゑ射ゑ射ゑ射ゑ射ゑ

法ひらき、角ゝ弓矢作覚ふつゝあて免ゝ加へらるゝ
ゆえ、
萩原求聞助秀真、後沢左衛門尉、同月廿日の夕方、故
唐有ゝ小求聞助の組に、後藤兵衛尉の口をさらせ、
求聞助、小浦路より所まきりて、四平高所より所借の人ゝ
まとふ、後藤の人ゝ一二人そひまりて、四艘にて
へいりの口かねて、長谷の体迄へまりしを、切の左
大ゝ舞ゝと、人ゝ、後藤の人ゝ、有徳院殿のこ所

よりの使あり、手法いろ〳〵てゝ、京伝の法
年久敷、後を法とめし老人のひゝ、相法をへまし
又切ゝ、こゝ茂沢上総介政勝、主切の主切を仕し
者ゝ、後藤ゝ、ゝ、ゝ、後蔦西遠藤の作成者を
上総介借事ゝ、ゝ、ゝ、堅門西ゝ、ゝ、四舟ゝ、
間敷、後藤ゝ組主を門ゝ、門屋を警衛ゝ、
借をするゝ、手時ゝ舟の中ゝ、ゝ、上総介後
めゝ、ゝ、の潜ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、

指をこゝにて、見せられけるに、上総介の年ごろ
親しくめし使ひ八郎とぞ、呼び、和歌の道にすぐれ
たる侍なりけれども、事ゆゑ、よく、高倉のこゝろに叶
はざりしかば、年老いて、後は、なほ、世に、
出でず、

織田要人武宣、後母なる、小紐戸、こゝろ、時、ゆゑ、めの、
の事なり、ゆゑ、ことに、行の切なるを、みつから、
ゆゑ、海の家の、指図、すべて、仰せられ、要人、

十八

しるかりて、それより、世代、さしもの、家、
所、面代、家、のさしもの、器をまらしめ、西ひしは、
この行は、器をまた、まうし、ゆゑ、
か、極は、出でても、有しかども、後は、世を、
出でゝ、ゆゑ、ふかく、法の、乱を、
かなしきこと、

織田家の信節、後、稲葉、小紐戸、
紀伊守、入道、法名、ゆゑ、仰せ、
世、ゆゑ、唐門を、出でた、

敬

十九

たかの山はるかなる村々を海岸にて高加長橋の山奉行
をするものにて所々まちて百姓ふけてしかる大なる帳
してかくせ給ひし後下部屋さとより長さ五町
山供高加りはるへくもいらるる口銭あるへきやとんら
くゐひ長者なるふ高加行故浦家を出さるやもし病
まとまりやと問せしに高加ひしらふ小網戸ゐれ其長へ
りしハ高加今新紀ゐ山ゐて門長橋まりしふ門前ふ
ゐてしやゐ見へハハ出新ゐをもるりつしみ長い

よりよ上ゐ道ハ御ゐ高加とし〜とう者ハ事ふのそみ
動れくもて見ひゐやまちをうるりん今胡長橋い
唐門ゐ拝ふゐさりしふ拝を秋屑やれるへしや
まうきゐハさるゐやまちハ戦争をあるものあり
そめ出をまとのしるひしらふそのまゐ御へて
高加西ゐ門前ゐ出て給事しまりあるとん
長多村斧三郎西秀小網戸さりて三さ日報へ
さりしゐとのるりしさ門供ゐ海ゐるゐ山馬より

下駄をはきて出ぬ時、竹の下駄を後にとりて、手にもたせ、
あやまちて、竹の下駄を逆ふまうやうにとりつきて、
こはいかにと思ひしに、段和尚の嘶きなりしに、怪しく
思ひ法を修しぬ。斧三郎もまゐり、供よりまゐれ
ば、あやまちにあらず、神てこれまで人よ、竹の下駄
を出せしとてこれあるなり。竹の下駄は、竹の
まちしに、狂さらにやもまゐりて、仰ありて、
なりしとそ。

去る比も、如何しかるべき、多村斧三郎、宮秀感賞せしら
七月紅葉山北の供の列に加はりしに、こと柄をれて
有りとの沙汰にて、斧三郎、風邪やみなるに、苦しらぬ
ま綿入れ衣を下に着すべしと仰せ有りしに、仰せ
さらしてやうに、病を浸あり、この所代よい衣装の
定義なりて、供をふ不時の衣装を整ぬること、か
ねてさるるなりしに、如何なる特旨有りしを
小性久百安慶寺、貴宿亜の取ふをかれ、胸をなでを

出て、指うてしとゝ竹力ちて、醫師をたゝて療治如
しあらもしらやさふ江猶可もとより常ふこの病
やもゝ竹ゝらハいつるゝ事を問るゝ山やと問ひせる後
手附ハ神田藤兵衛町ふすめる醫の治療すとゝさぶ
手醫ゝひ事もとて仰下されしらハ少人月分ゝ級の指竹
を出んふとて、かの醫のもやよ取りやうてくゝ事りぬ
手醫安慶雪を誘藤して例のゝよとて第一始洞
せしを始ゝませ生ハ左ちところゝ食もてゝ手

まゝ竹ゝあけるもハ侍醫を帰して手当をこゝね
こゝせらもしらて沙ゝゝゝぬされや旬のゝこみる用
へき事ゝハ侍ゝ高を彼醫ゝ云ゝて見ひ見へし
ゝりしさて二人侍医もゝゝりけもハ汝ゝよく
治療して人を救ゝへしと仰らもしゝて高と彼醫
の技人ゝすくもしゝる試ゝゝゝゝ侍醫ゝゝせら
ゝゝくゝ見ゝゝゝゝゝゝひとゝゝ江侍ゝ月の功りゝ
彼醫ゝて、ゝの中ゝ宿醫の門ゝゝゝされ

めし出さるゝ事なりかゝる年次の師をすゝめ新
こふ人を師やたのゝ我多れ蓮を求んい如き
事なれとも河波の如く仕業して作る本必策を
以て旅館所なきめる以い養元と名のりなること
叶へし
作者次第長景六年あるひとゝ小網をかり
しらべて死せし時を作る如度れなること
作しゝるに次年つゝ西東ふ又あるゝ改めるを作
かゝふ六とみに作るゝ所ふ高ゝるゝ日次年つゝ改め
ゆゝ年ゝ子年ゝ寅ゝ卯ゝ辰ゝ巳ゝ午ゝ未ゝ申ゝ酉ゝ戌ゝ亥ゝ
又代ゝ五つゝ巳ゝ後ふ　暮れ代ゝ行ゝ五つゝ
西郷ゝ作しゝるに かのゝ有ゝ如度ゝ岸ふ次代
年つゝ六すゝやゝ有ゝ水ゝ岡せ作ゝ有ゝて 給ゝりしゝて
有ゝ仕ゝ者ゝ作しゝ法ゝ也ゝ是れさせ作ゝ法ゝ
五ゝ子孫ゝ代ゝふ拾ゝ代ゝ後ゝ有ゝさせ作ゝ法ゝ
しゝ作

行倒ちかく見しに法ちも所の住民なと貧乏者は
世に多くは出あつまりて用ゐ立者なと中されるを
法くるあつの法をしることなく法くるは器よりあふれこぼ
れしかしふ行業こういひしを習の人ひとり出縁
なすみ出し意をうちるの所ちるを出ぬしく
うれい行故ふおろかやと仰せ者ものいふ例の人か者
ハ彼の貧しきもの数を殺さしかはいとりは上より下
湯ひてをむりく彼数よりは人をつく法をも

常彩の荒石ふ板をさし法ハ座をはけて出をも
らしかとする常はさとうたちるふ石をハ留る
まて年老ちる親の面を法て常しかんと思ひ常
を折りて居りなるへしとかをハ石便なる事なを仰故
ち家仰りとの費を用ひハ仕程すへきや仰ものて
百金もりて十分なるとのひやへしとかるふ百金ハ一日
遊興の費なりと仰ふもしらを法ひとあれて彼人へ百
金仰ふ、これをもて数を仕程して親の家を法ハ

へきこゝ御ありしとき、その姓名をたゞしたまひ
ける後、
濱之御庭へ御ぜらるゝ時、舞子等御供仕り、
をゝろしくらる例ありしかとも、大のうて立る我也とおもと
ひしふ人の舞子は聽して、まゝちし物具をみな
御轎のうちふねとゝ者ありしふたやも
らせのみとうちおとろきされ、狼狽せるその角みて
御轎をとりき出せし後、さたいうとれもひとつらひ

かゝるせ給ひし後、古墳の中を探索まとめ、めとけ
ふりけるこゝ法いつ有りしく、やうて御墳のあられ所を
掘るしらハ左ゝ下より蓋と袋を紙みつゝみてなりこれを
さしめ御前のこふ者をとゝ人のうなるとふんよい者き
那るへしとて、ときやうみつゝふ、ハせ給ひし
なるへしとそ、その舞子ひそうに人をあつうて涙を流
しける、
年ゝをつゝ出さしゝ者原こゝろ御ぬの時、雨器ゆ

出ハ倍兩奥番ハ〻ふいらあるきまのさう兩奥
番すぬまたかるもしを内奥行ハ後ハ何とく
兩奥を用ひさるやとハ等行ハ白須甲斐ハ例
ふかりて後ハ兩奥番せ風例かりとやあれハむし
有徳院殿ふハ国安一揆の公逆兩奥番せらるもと
ハ覚して兩奥かりとも行りあしと作らるし身を
きまのふぬるとも更れすハ〻きまてかり畢時のあ
さて福西あるべし兩奥番せさる定かハそれ安

かかるかりとの為ぞせるも作せらるもと
羅漢寺の行りへかるせらるもて時如番ハ月れ稽の
ほとりうて中島れ行りこれうれ作馬ふかさへ
作馬とまもて行りしふ作馬ふのまらるもふ故ふ
後しつるハ名ふ番ふりしふ侍遊れハ有稽と
て稽のかとりの民家の稽ふかりて後寝ておそし
ハりそ家ふ三日蔵をかりかるふ覚をしちりくまし
出て居りりしふ侍後ふや知れハ侍出れハ

父母おそれいのまてくもりて抱あるて門より入ると
すれと見おきもあらす侍入りとて行月さ西
されくるしあらはとて空をあて見の法をかいるて
こゝろひかに馬みありて見すること有ましと作れて
おいしき見を見を弄しなへる法と行馬をひき来
まくふ亜みあしも橋をとへ行ひしと於
弘福寺のひとりを見させあふとのありしふその過れ
村長中田長右衛門さつへる翁ふをうして立人を亟する

いかりれをと没て宮をふ俗むとて夏蔭れ花と曼陀
羅花とを寺門ふ植色て見せまりしふ色て興しのひ
曼陀羅花ハ実一門摘てもちかへて せ法ひしこの
役逆れ者とも いと所あさく家るまま俗へうう行色
ひさやをんを見ひ没けるうとはうそあるふいせさせ
給ひれと西りうを見ようして曼陀羅花を江戸まて
まやすとて命ていしと於

浚明院殿御實記附録

三

乙巳六月十日第一渡

頼孝

浚明院殿御實記附錄卷三

一公御記臆の所なるを以て皆人考ふ所なし後
しるしたる日記歟書ものに宿亜の姓名を記しあるを
若落とせしなるべし然るに御實記のちその名
落さゞる細戸へ收置しかゝる時はかゝる
みすきゝ何日の何禁所の宿亜ハ其名なきやう
又ハ書ものゝ仰あるハ某年に彼細戸へ行て名
落さるを出て搜索するふ宜しかるべきなり たゞのふ

ことのありしことのまさいつの年のことかや七月
七日の行さ大美なる祖堂を師のふとて今日は和歌
正忌なと宣ひしふ所例ふありし産女なといふなる
ものかやさふに無へ侍ふ所ふ事なる和歌とは中納
言家成ふ子友兼ふ朝臣なりしふ所例の
人ふその所感を感しふ所ふ也延享元年七月
十四日生也寶暦二年正月七日なる加ふ
祖堂のふふつきふ也しる如産ふふ和尚ふ
学ふまて加行清記あふ年感ふ親ふの盛衰
つふふせふ所ふ所ふ所

なべて餘人にはこれをうるものいまだかつて
まれ、所力あるものをもつてなさるもといへり
或日御浴室より人せらるしふ小納戸根来内匠長
卿（法名内匠長卿初法名御）に湯ひきに参りしに内匠をめしてみ
たまひ汝ら講に従ひ経歴そと問給ふに内匠
平器度次御道章ありと申しふ又片講に従ひる
ものと有あるいはこれを日蓮三河経歴如西居士
なりしふそもいたるも胡蝶和尚にしてこれ
へしとの仰あり〜故いまこれを日蓮のうるなる公私のう
ち胡蝶をもつて今まうみも便利なるしきりなる
はそれ差次をもつて我講にさふに和尚さん迦文
を始めうるなきら所さらるなるほどなるいはゆる法
ふもとのうるもひろへは胡蝶やまきんもつと宣ふ
内侍はやしみ口講とのたふいはるうるをきふ
ふやは内安殿一枝殿法れ殿ものの宗事無てもはは
へきやさるもとさるいはまさしくちうき広のうひの

こゝろのはしは和歌のきこえ作あるべきやさこれ人は
をしえ次に十二うは我流こゝろは唐土朝鮮天竺
阿蘭陀地球にうまれる隣郷あるべきゆゑ名さへ学
問さまざまに枝葉ありしかの国風俗ことば
こゝろべきさまこゝろ物こゝろ同じ事にまぢりてや
こゝろ
すべて何のよろず次第をこゝろにかけ何事にも
親をもたなまし野山にこもりみつからの行方をも
加へらるして法の常に法師なり法師はかりそめの
閑居ふかくまことにこゝろ常にあらはこれ
第例を尋ねるべし
烟草は　先代よりきこえしかとこゝろしらしを
よく表立ちこゝろのねをもそれを用ゆるものも門出前
と名付よべし所史盛はきの薬の事をのこり
四種有り浪の切り刻ひらき紙にて用ひらき
兩要のこゝろ費こゝろ有こゝろ奈後を禁じ法あるを

[illegible]
[illegible]
[illegible]

物の事をかりてふかせいたるものなれハ作
らるゝてゝみ稽るものなきゆへとそれハ年
を作せされとかりたるものなれハ作
間者なら須恵ゝ作出さるゝ事なりとも
なり

所領無所の生徒年貢を割高せし所多かりしハ
領理をかゝへらるゝ人ハかくのごとくハかゝ須を
自當なり人々家領ハ十分なるハこゝろの内ふ

設造なるゝ人ハ是ハ作物の見えしき時なれハ領主なる
事なるゝ人ハ是ハ作物をよろこハしめ
ん國民を費さんるハ物ハ作物なりしハ
さして田畑を家領稲を銭物を年貢
して大概をいるゝ作らるゝハ設造せられむとふきゝ
に作ハ作ハ中ハ作ハ作ハ剥高を補しめ
ん設造ハ作ハハ作ハ作ハ作ハ作ハ作ハ
領地なりしめの作ハ作ハ作ハ作ハ作ハ

[illegible]

萩の廊と云ふ所に晴れ渡る空を眺めつゝ
[illegible]
[illegible]
[illegible]
四海只静かにて　有徳院殿紀伊より入り給ひ大統つゝ
せらるゝ時　二年九月此廊ふかく閉ひ給ひしかして
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

さしたる事なくして出仕うすの来
るしるのよし若年ハ
殊味ハ好ませる酒つよし常習の人へ作ふ
しハ食ハ口腹をやしなふまてのもの
求めて口腹の慾をゝ従ふ所ゝ事ゝ殊
更体をくらしをのつからありて免ず
しらるるもむつかしくハ
殊奇之献者ゝ食しるもてる味ハ腸胃を和

ハし書生代ゝ一ゝもかりかりハ徳用の一結ともなるへし
若殊奇ハ食をもさかりこのゆへ病ゝ生するのゝ多
ゝ摩擦仮ふすゝみ徳用を失ふ基ゝなるへし我年
生食しるもしらるるもの殊奇味を好ゝ
数ゝ多くして大切ゝ体を損しもるゝ安所なゝ
なり

御脈のゝ日ゝ絶仕ゝ不絶ゝ有ゝ海ゝ事に
熟せさるゝ九ゝ小後ゝ悪四を右ゝ後行右ゝ所ゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

ゆへ、あるひとは、ひとをたのめて、ひとをたのめて、ひとをたのめて、
もれなし、醫師のかたは、ひとをたのめて、ひとをたのめて、
流行病もなく、病人年和のうちは、ひとをたのめて、
ひとをたのめて、ひとをたのめて、
すべて、ひとをたのめて、ひとをたのめて、
なかなか、醫師をたのめて、ひとをたのめて、
のみ作する小湖、色しせきくさめをすると、いう部屋
弾中和也さま所ばかりや、氣ふさまろ、ひとをたのめて、

しく、尋あり、いとうも常のぬんぢなややとれば、
ひとをたのめて、ひとをたのめて、ひとをたのめて、
の名色なれば、ひとをたのめて、ひとをたのめて、
てせきくさめもあるへき、ひとをたのめて、
やうにせしとい屋り、
早朝のもの、急病人、ひとをたのめて、ひとをたのめて、
くんとてきるすけとすつき医方を病人のもとせをひ、
俳境の人をも、ひとをたのめて、ひとをたのめて、

らせられひさみつうじ申てゝ備急の薬方をも
被書うつし御出せらるゝ効験をゝこゝろゝ被ひしる後
ゝ文紀安元元惠ゝ命せらるゝ緊急方こゝ(る書)
撰さしめ板ふるうゝ世ゝ居く布ひてゝを相ひしるこゝろ
被ひしるゝ書ゝゝゝ梓ゝゝゝ為ゝ世被ひ
しるゝ今代　御代ゝゝゝゝゝゝゝ志をつき被ひて安
元をしゝて板せしめ世ゝ行ふる
御衣装を着させ給ふゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ近習ゝ

人ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

[illegible]

合をなすといへり、

御髪きもをたれてみのくまもなくたれとも色黒の長髪なる

[illegible]

[illegible]

[illegible]

公方さまの御生長ましましてとの御のうの給かとさしく
おもうしめされたる金西の窓いとうるはしきまの竹木の窓いとやさき
あるいは泉水あるへたるひかりの金銀の窓てなあるて
泉水をしらの浪の沒竹木の製をまさしくやしとたくしの浪
一流れをの月のひかりの故ちらさしまいあのうをトロ
きらの海の波ぬきかりまるものをかりしらかへてる
れいの年かるへし
日長ところなと倦せらるる空庭をなのこのかとき築山へ
のかりせらるる紅葉山は
御宮の林をうの折ふしてとせ
ぬ歌なも出の方へ向ひ海しのひしとこを習の
人をもこのかりのうくすへてとと命せらるる中
年若の出仕やうきとすへて時新りの
日く丹青ふかりひをやりの絵すを写ふ浪ぬ
筆上をて物を書てのうをいの海しうの月の花を出家りの
しやうの人をの出家述ありしうやうきるものかりそのいとの
ふ浪の方を浪間歩ゆるまこ八月朱をめして老菜

なとこれらの類あるべきことなり
山王社の祭に門々炎燈代時分と称要を降し後も
ひとへに此度の行幸あらんかぎりせしかはるみぬるもの
なれば女子との舞曲を奏するとぶらひ来へ我の
ことはるこころふかく感を道遥せらるべき行幸あらいでせられさる
と常ありしとて有る時尼女来申しけ　公遥変を
きふひ来へ行るふ事なりしこと也　一ふ代結
に西〻こゝふまし〻こゝなり　かつ作物〻以外事ふ

を学し給へ行幸をものと行幸して后〻
中〻禁を敬〻あるべきさのこゝあ〻さ〻ものに
始まして以前とあるべきとやはるみ仏ふ実燈の日に
このの舞曲奏するものとさて始めるべしこと
ふるふ思ひ沒むし〻より始る給のかとそ〻我代ふ
為りて停止（原）常〻かとあるべきその後ふのるべ
すれとてこゝろ〻ふ〻ふさるべ〻ふる人〻ふ楽〻とふ
人〻を彼ふ多ふりて〻さふ若〻〻ふ

ぬしらは、源よりの御使なりとて、あるじまうけ、酒ひしきなどとりあつかせ給へり、

源氏を嫌ひ給ふる事、大夫は、御酒宴のとき、女房のゆゑにて、箏の琴、三絃などを弾奏し、御舞をすゝめ給ふ、ひとすじに、いとも嫌ひ給ふ、とのゝ御ものがたりは、御年は、世たるまゝにて、三絃は、いとも嫌ひ給ふ、こゝに、曲をのゝ弾奏するを、聞れ給へば、怒りて、かゝる事なりといへるなり、

御齢四十ばかりにて、御せらるゝに、八月寝給へるに、川もを待の人をれこし、給ふ、三絃の調をひきあるゝのひゝを延引するを待給ふ、打かゝりて、歌の音をきゝ給ふ、ふとゝを有りしかゝを、宿直に、候ひゝる山賤の、御使職にてある、目覚ぬ様なる、何ぞ、すきさせ給ひしとゝ、なり、

天明四年、秋の初、ちゝ例の如く、八月の末、て、八月十六日の朝よりすゝ、ぬ、給ひしかば、上下さけき

却あるべき沒却、いまだ[illegible]の方、遍光院殿、てらを
いとなみ給ふ、信俗の加持祈禱せさしめ給ひ、なかなか
歸依信仰の篇籍を[illegible]せしめ給ひ、これ[illegible]せみあくれかき
靈驗いちじるしきを信俗の人をこめて加持ぶる篇籍
なるに、ひとり病の沒後をとれをもて信俗[illegible]ものとして
沒後癒ぬべきなりと、是をまて[illegible]、[illegible]
ふ外と[illegible]ものなり、是如ものときしふ例を待ものな
小性箱井加賀ものの信貫にあの篇籍にそうすれよ[illegible]

天數定るとて、信俗巫祝の[illegible]んや、我禱
[illegible]伊勢日光、[illegible]あ[illegible]
しとて、古の法法社の[illegible]法等の祈禱をすゆ[illegible]
るとゆへとも、遂ものるしるしなきに、[illegible]
隆[illegible]ものしるし成信[illegible]和[illegible]日光山
法[illegible]篇をもかへ[illegible]
祈禱せしへき事のことをもちゐ[illegible]
[illegible]

御齢頃せ給ひしも常に迎接人にも相法し給ふ
我い幼かりしはよい文殊かきことをせしことあり
大御所、有徳院殿、正明み婦うくまりし常に常ふれ
膳のうへよかきいまきし給ひしよ我いとあるもあるせか
ふ小用をかけ給ひしもあるとかうしに給ひ
てハ公義御所ひしとりに公いうくしをまされたるつる
はあまりかやうのことまれなるも宮をせたうひて法御と心懐
舊の御動をかしとりにうこと

公御方西ゝ花ぬうき口性質ものとて品年北ゝとも
いうも快活の事ハ遊戯もありしとて栗年端月品猛
奥醫石原ゝ意ゝて石つうつもしふ御意ゝて馬ふのど
めらもしふとかとハ常ゝの年ゝあるの時花ゝ丸へかゝせ
らもしふ時ゝ御馬ゝて出供ゝありしふ出みつのう
紙ゝて若立物を作ゝらせらもしもうきぶたく志あて
御馬ゝつきてゝ出せしめらもしとゝ出ゝ年の和
江ハかるゝ紙も給ゝ有しとゝ

傳されし。若年よりこのかた、大的流鏑の時、上手の射手を、いかゝ[illegible]ゆゑ、又、[illegible]射そんじ[illegible]する時、いとゝ[illegible]ゆゑ、[illegible]の[illegible]

元慶医官見[illegible]

[illegible]せし。小性[illegible]くこらせ、流[illegible]

すゐ[illegible]ひしゝ[illegible]あり。將棋師免して、將棋[illegible]

[illegible]

小納戸[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

小性小納戸[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

を感ぜしめたまふ因勅によりて　大内氏も献せらるる法王
寺の宝ものも法ありてをさらるしこれを方丈に
発信道習の人々へも勝りしを例とす
画幅にれさせ給ふ西京北字八幡宮右八郎和尚ゆゑみ
ずから桂川南三國河　更賢篆刻しるるを常に用ひ
給ひしとかや　そもそも　政事之暇　忠賢惟所親　天之
祐　明徳　天保　良哉　梅風蕭蕭四方　雲接蓬莱常
五色笑かりそのうちも右に示すがごとく四海の政

事は餘を能をにしめひ梅風蕭蕭方を切とす
切りあるなれ　れ　れ　れ　れ　れ　れ　れ　れ　れ
まのかし
御開帳の時ふ年久しきを習の人をめし
有徳院殿の山遠幸をうせられしら御る日に
御ようを賞ぜしめひしらるやうに御殿のやうに花を
人々ふ酒をふるふ時長根長意久敬　ことの
切りしく御酒ふ

俊任亮勝房をめして長兵衛酒切りくの侍也言保
のもとに給ふ有つるしたのあるうつさせまゐらせ有ふ
そをもつて俊へ仕るふ長兵衛質撲亜愛のもとそさ勝
ゆへき事もあること

有徳院殿常に酒の嗜
若悦豊之久 月朋抜に仰せらるる給の事つきつめて丁
寧ふ言を用ゐるとも性急なる者微なる
事をなすあるし さるしハ給をとる人のうとをいそき俊
仕るふ画ふ言ふ人のうとをいそき俊
ひまりハ そくそみ者をとを赤へきあるとを常〳〵仰せらるしとん
いうまるしハ あやうしに赤拔かるをいうり海ふ所しはる
海ら画を言あるを 陸奥丁寧ふ心をもひとを初へ
さとし給まし中あるしふ古の達ふ仕ふ有しへ人ふ長
言仰せをやはとを杜もひまさつるれとをるれも
言ふ事あるとを常ふ如へきとをふ言ふ仕ふ
掩て笑はるしハ 公事の初けふ中ふ笑者を制しあし
如しうや修四巳ふ新あるとて学徒ふ切しや

[illegible]くて千金の御薬にも絵画工人等
せらるるも必ず是を[illegible]
[illegible]
[illegible]

五郎して破しうしこれを　公四初稚のこと
有徳院殿の賜りし極密なりしかはいまに世を
既にしるすあり門の屋ふれ小網町の人さ
さらに家毒の用僕迷惑を人多く汗を掻り居る
於のよりゆえ性家部なりあるの所りこのこ仰者てさらに
何の四波はもかうしこと此さらあり四を既の四おもとも
もて人多かへこと四ゆつ居ら四こと何りかこしもこと
りかし

天明三年三月廿三日の巳の時の人々門給をこの四つる間山家十郎永春法名ゆまと年
四十三なりしかと花さる人々ことをたこの四ゆるこれの家十郎の父
七三法名永清法名しく昨をしこそ此の家西沢と名り和歌を
選り居られ人生の四号を願せらるる四心りてこの家十郎
またまりしかと屋へ　故舞をいすれさせこの四ゆるかん
を人々感しゆひしと
けるかり丹青ふ四こをうをよを法ひしこあるの時に

表装師、特理一流、仕立のやうふ、ほうちゃく、ひょうぐ、
ぶきれて、所在よ画題を案し、絵かしめて、手技乃
ほうをこてちうこさせのみならず、ふくろくこう
ものをかりて、書画やまうふるたひらきかあもしだ
それをかく、あらはみうるひ、書画はうは重よ、ひょうを
たちまちひて、重よいこせられ、至羽の人くひとあれ
別紙をもて、書画のかうをまちてみ
たひ、ひとりのしこと、ますへて人のもとにうるを

いとひ、ひとへ、いつもひとりの退出ること、画の
かき、ひとへ出ひくこと、あるものもあること、ひとりよ、乃ふ
まて、その方をもて、いてそのうちの、ひとりひき、句新
かきまて、のひとりかりしこと、年をへ、画師、なくも
ひとりみあるうなり、
書画の口伝、宝をもさ、獅子のうせたまへり、流家の秘密
ちさこと、古る舞の付相をもて、師匠、せら
れしか、ひとりも、筆者の名、ひとりをもて、是を流

筆、画は法画とつかまつり、よく仕て遣らるゝこと、
なるべき中、孫倉建長寺の子院、年久しく収荒
せし、牡丹の大幅を、江戸貴賤、聞こゆる所、
さして、献上せしめらるゝ、今も子孫、所有と、
聞へし、また筆法は、さらに、宋朝、
筆と、遜色なし、当時、貴賤の名を、
院典信、多く招て感賞せり、その作を、清澄
して、法印、高位、位に、至れり、宝物と可申歟、

狩野栄川院典信は、常に、例、行て、門徒の、我
と、切、つかへ、栄川、の画、栄川院、を、第
を、押させらるゝ、常、ありしか、老後、眼、くらく、
時、精力、つくされ、着色、施され、幅、濃て、
倒、押、申、栄川院、の、恐懼、
人、も、驚、ありし、栄、
老、なりとて、作、法、典信、年
れさせらるゝ、ありし、

平生の遺戒あるにて、立てしみなりとや
雅楽の中にも、笛の譜に結句と書かるゝ結
句もて文字の畫をあやまり、俗名遠笛の遠ひあ
りて、和歌を後世のこゝろ、天保三年九月のころ
より八幡畫師なりし、太八郎和掛を、江戸の次よ
り、有馬をかゝれ、先語をきゝしから已に
洋晩年より、初て、関西の遺戒より、常に象棋
をもれなく、伊丹富士宮温大橋平寿

をめて、財をとせらるゝ領数よりしるるの、御
更俗をきゝまつり、松浦公法物とゝ法物を書き
あつし、法物とゝ、花園城跡を、さ
若しかきをかつて、二年ばかりたてのひしらけ
職の若をも、ゆえ、三書かりて、名を、
太八郎和掛より、命せられしゝ、象棋攻格をして、
も文庫より、現存せり、
惇信院殿より、洋学病より、正写の人

きり、ぶ身を責ひめ、筋骨を骨折し、血脈を熱
面しめ、ふるをとりて、強とも骨身の骨折た
運動し、終に終に日きわめて、精魂も消滅なら
（ばな）とて、日毎に新世を迎とめて、ぶ骨折を骨の
詰合等もおかくこれを骨熱し、ひらぬ心魂をせらもけ
り、公はまと大納言殿とやまりて、西城の海しまいころ
本城まりの西河法まりて、精魂ともまりのせて海ひしう
聰慧まれたまいまりとかく、主技のもとよく熟し

ぬ、ある日例のまりたをもとに、ぶ骨折りしたを
本城の御寵遇をたのて、不遜の舞動切りく、胡士城
性偏まるとすくの下さる郎ようきこしめされ、骨く
丹くませて海ひしうとも、尚時の年齢をまうりおそし
河名、河る日石橋の舞曲を技まるて、面白とふの
を、ぶ骨よりて、唐織の衣、ひるとかねまり
俗面をうの者まるし、れしも、お月のこ術、蒸気かりしふ
力舞れるも、御張をまりて、おきく、舞台の上を数十辺

かなもしらせ書りしかハ此島もつゐに眼をくらみさ
まひ者り之後仰者るハ我祖宗の後をうけ國家をた
すけ家業の餘暇ハ能を以て後世の子孫をして
今より後ハたゝ一すじに世に成ものと
なるべきハ也生涯を送べきに付ては是を習の
任笠この技をこのむものハ能を学ぶへし又ハ成
業ものゝ考をなす人ハ是をみ用ゆるハ

学ハ世のあるしと仰ぎられる者なりとも　御家の
御好ものゝ事なれハ是迄又ハ後者ハ
折と家にて此芸を行ひしこと　公英の稽
明の用御者ハの動きを
まもりて高くまもり

乙巳六月朔日

廿十日夜校了

賴祺